特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
37	療育手帳の交付に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
厚木市は、療育手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
厚木市長

公表日
令和7年3月4日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	療育手帳制度要綱及び神奈川県療育手帳制度実施要綱に基づき、療育手帳の交付等に関する事務を行う。 具体的な事務内容は次のとおりである。 1. 療育手帳の交付申請の受理 2. 療育手帳の再判定申請の受理 3. 療育手帳の再交付申請の受理 4. 県外転入の記載事項変更の受理及び変更内容の療育手帳への記載 5. 県域内の住所変更、氏名・保護者変更の記載事項変更の受理及び変更内容の療育手帳への記載 6. 県外転出の受理 7. 療育手帳の交付（非該当）通知の送付 8. 療育手帳の再判定通知書の送付 9. 神奈川県への進達
③システムの名称	療育手帳交付システム

2. 特定個人情報ファイル名
交付者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。）　第9条第1項　別表の50の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部　障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市　市民福祉部 障がい福祉課 障がい福祉係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号（第二庁舎1階） 電話番号：046-225-2221

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係わる横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。申請時にマイナンバーの記載が必要であることを周知し、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を住基ネット等で行っている。また、更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。	

9. 監査	
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　特に力を入れている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	厚木市のシステムでは、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を実施している。また、アクセス権限所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月7日	Ⅰ　関連情報 ５　評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部	市民福祉部	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和6年5月7日	Ⅰ　関連情報 ８　特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉部	市民福祉部	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和6年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数　時点日時	2022/12/1	2024/4/1	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更に該当しない。
令和6年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数　時点日時	2022/12/1	2024/4/1	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更に該当しない。
令和6年5月27日	Ⅰ　関連情報 3　個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項　別表第一　7の項及び33の3の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項　別表の50の項	事後	法改正に伴う記載内容の修正であり、重要な変更に該当しない。
令和6年5月27日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	特に力をいれている	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更に該当しない。
令和6年5月27日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	提供・移転しない	特に力をいれている	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更に該当しない。
令和6年5月27日	Ⅳリスク対策 9. 監査	自己点検	内部監査	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更に該当しない。
令和7年3月4日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	―	新様式に伴い新たに記載	事後	
令和7年3月4日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	―	新様式に伴い新たに記載	事後	
令和7年3月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	2024/4/1	2025/2/1	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更に該当しない。
令和7年3月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	2024/4/1	2025/2/1	事後	直近の日時への変更であり、重要な変更に該当しない。